

C F T ニュース & 息抜き（12月）

全日本コーヒー公正取引協議会に寄せられた問い合わせなどを、トピック形式で毎月リリースします。参考になれば幸いです。

1. 11月の問合せの傾向

（1） 対面販売時、内容量の記載は必要ないのではないか！

⇒ 食品表示法は対面販売について、容器包装に詰めて販売しても口頭説明でたりるとし、一括表示事項は免除しています。

しかし、コーヒーは計量法の特定商品ですので、容器包装に詰め封をすると計量法に基づく内容量表示が必要です。また、計量器は計量法に従ったものを使用してください。

時々、自家焙煎店で、店のコーヒー生豆を200g購入し、当該店で焙煎後、自宅で計量したところ160gしかなかった、との苦情がありますが、生豆を焙煎すると減量することを説明するほか、焙煎豆を計量して顧客に示すことも必要かもしれません。

（2） コーヒー公取協非会員は「原産国名」や「使用上の注意」を記載しなくてもよいのではないか！

⇒ コーヒー豆の原料原産地表示は食品表示法の定めであり、コーヒー公取協非会員でも、一括表示欄に記載が必要です。

全日本コーヒー公正取引協議会は設立時の1991（H3）年からコーヒー製品にコーヒー豆の生産国名の記載を求めています。輸入されるコーヒー豆の麻袋には生産国が認知できるようになっています。

「使用上の注意」はコーヒー公取協が会員に記載を求めているものです。多くは製造物責任法対応のためです。

(3) モカは何を根拠に称しているのか？

⇒ コーヒー公正取引協議会は規約において、エチオピア産コーヒーとイエメン産コーヒーをモカとしています。歴史的にはイエメンのモカ港からエチオピアやイエメンのコーヒー豆が積み出されたことから一般化したものです。日本以外のイタリアやオランダの高級食材店でもエチオピア産コーヒーをモカとして販売しています。

最近、ブラジル産コーヒーに「モカ種」があるとしていますが、この種が UPOV (植物の新品種の保護に関する国際条約) で認知されたか否かは知りませんが、我が国の種苗法では一般化した名称を品種名に用いることは避けることとなっていると理解しています。

2. ロシアのウクライナ侵略の影響か、コロナか

本年1～10月の輸入統計を見るとドイツから277トンのコーヒー生豆(脱カフェイン)が輸入されている。2020年60トン、2019年ゼロであるから脱カフェインコーヒー生豆の輸入は驚異的である。コロナ禍でカフェインレスコーヒーの需要が高まったことと、日本人の味覚指向のためもある。カフェインレスコーヒーに関するコーヒー公取協への問合せは増えている。

もう一つ、ドイツからロシアへのコーヒーの輸出がウクライナ侵略で細ったため、日本への輸出増となったのかもしれない。サンクトペテルブルクの高級スーパーのコーヒーの大部分がドイツ産であったことを思い出す。5つ星ホテルのコーヒーはサンクトペテルブルクもモスクワもヴェトナム産であった。

嗜好品のコーヒーにもいろいろな問題が絡んでいるように感じる。

3. プライスレーショニング (Price Rationing)

GFT子は、11月のニュースでPrice Rationingについて記載したが、ニューヨークコーヒー相場の崩れには驚いている。為替も大きく動き、相場は本当に怖い。